

医療ソーシャルワーカー業務指針の改訂について

令和7年10月29日

医政局地域医療計画課

在宅医療及び医療・介護連携に関するWGの検討事項

- 在宅医療・介護との連携について、新たな地域医療構想の策定に向けて議論が必要なものについては「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」で議論し、本WGにおいては、令和9年度から開始される第8次医療計画（後期）に向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」の必要な見直しに係る事項について議論することと整理されている。
- 本WGにおいては、具体的には、令和6年度から各都道府県で実施されている第8次医療計画（前期）において位置づけることとした「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の設定状況や多職種連携等の状況についての現状を踏まえた検討が必要。
- このほか、新たな地域医療構想における医療・介護連携に関する事項について、検討会において、協力医療機関と介護保険施設・高齢者施設等やその他の連携についての具体的な事項については本WGにおいて検討し、介護との連携について、関係者が参考とすることできるよう、知見を集積し共有することと整理されており、こうした事項についての検討も必要。

※ 令和12年度から開始される第9次医療計画については、新たな地域医療構想に係るガイドライン等の方向性を踏まえつつ、本格的な議論が必要。

<具体的な検討事項>

今後、「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」において、新たな地域医療構想の策定に向けた医療機関機能や構想区域等に関する議論が進められることとなるが、本WGにおいては、第8次医療計画（後期。R9～）に向けて、第8次医療計画（前期）における課題等を踏まえた「在宅医療の体制構築に係る指針」の見直しを行うため、以下について検討を行うこととしてはどうか。

- 第8次医療計画（前期）における取組を踏まえた、第8次医療計画（後期）における在宅医療提供体制の整備
 - ✓ 各都道府県において「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を設定する際の考え方
 - ✓ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の役割の明確化と連携のあり方
- 質を担保した効率的な在宅医療の提供のあり方
 - ✓ 協力医療機関と介護保険施設・高齢者施設等の連携を含めた、更なる医療・介護の連携
 - ✓ 在宅医療に関わる多職種の役割や連携の充実
- 在宅医療における災害時の対応

なお、医療ソーシャルワーカー（MSW）の業務指針について、平成14年より改訂されておらず、MSWの業務は在宅医療の円滑な提供にあたって重要と考えられることから、業務指針の改訂についても本WGで議論することとしたい。

医療ソーシャルワーカー（MSW）について

- 医療ソーシャルワーカー（Medical Social Worker/以下、「MSW」という。）とは、保健医療機関において、社会福祉の立場から患者さんやその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う者※のこと。

※ 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会より

- MSWの主な業務について示した「医療ソーシャルワーカー業務指針」については、平成元（1989）年に医療ソーシャルワーカー業務指針検討会でとりまとめ、都道府県知事、政令市長、特別区長及び日本医療社会事業協会（現・日本医療ソーシャルワーカー協会）に対して通知を発出（厚生省健康政策局長通知、健政発第188号）。最終改訂は、平成14（2002）年（厚生労働省健康局長通知、健康発第1129001号）。



医療ソーシャルワーカー業務指針は、最終改訂から20年以上が経過しているため、その内容や当該指針内で使われている用語が現在の実態に即したものとなっていない可能性があり、見直しが必要。医療ソーシャルワーカー業務指針の改訂については、MSWの業務を踏まえたより独立性の高い検討事項となるため、具体の改訂案については「在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ」の下に「医療ソーシャルワーカー業務指針改訂プロジェクトチーム」を位置付けて検討することとしてはどうか。